

民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）について

1 概要

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により、住宅に被害を受けられた方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供します。

2 対象区域

金沢市

（令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により災害救助法が適用された市町）

3 対象者

発災時に対象区域に居住し、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者であって、次のいずれかに該当する者

- （1）住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- （2）「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
- （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者
- （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

4 住宅の条件

石川県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの

1名世帯・・・・・・・・	6万円	2名世帯・・・・・・・・	8万円
3～4名の世帯・・・・	10万円	5名以上の世帯・・・・	12万円

5 入居期間

入居日から2年以内（ただし、災害時に賃貸住宅（公営住宅含む）に居住されていた方は、入居日から1年以内）

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

6 受付窓口

金沢市住宅政策課（令和7年8月18日から受付開始）